

令和4年6月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年6月30日(木曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 14名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	
4番 小松 優	5番 関川 裕二	6番 都築 英明
7番 公文 基嗣	8番 高松 敏子	9番 岡村 悟
10番 茂井 雅昭	11番 松本 勇	12番 岡村 和紀
	14番 石河 史成	15番 西笛 勤
	17番 清遠 典子	

4. 欠席委員 4名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(受付番号57～64)

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 2件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第4号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 6 月定例会を開催します。本日の出席委員は 14 名で、欠席委員は 4 名です。出席農業委員 11 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は石河史成委員と西笛勤委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 57 番

　　大字西分字柏原 甲 6296 番、地目は田、面積 1,567 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は安芸市穴内の〇〇さん。期間は R4 年 6 月 1 日から R14 年 5 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 58 番

　　大字和食字大熊 甲 5005 番、地目は田、面積 4,164 m²の内 664 m²、甲 5006 番、地目は田、面積 195 m²、甲 5007 番、地目は田、面積 733 m²。譲渡人は高知市南久万の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 7 月 1 日から R19 年 6 月 30 日までの 15 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 59 番

　　大字西分字柏原 甲 6300 番、地目は田、面積 1,677 m²、甲 6301 番、地目は田、面積 610 m²、甲 6302 番、地目は田、面積 1,150 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん。期間は R4 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は無償。

　　受付番号 60 番

　　大字和食字城福寺 甲 5207 番、地目は田、面積 209 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。所有権移転で売買対価は 315,000 円、移転時期は令和 4 年 7 月 22 日予定。

　　受付番号 61 番

　　大字西和食字大本 甲 5537 番、地目は田、面積 448 m²、甲 5538 番、地目は田、面積 451 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R4 年 8 月 1 日から R9 年 7 月 31 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 62 番

大字馬ノ上字内村 2646 番、地目は田、面積 1,564 m²。譲渡人は香南市野市町の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間はR4年6月1日からR7年5月31日までの3年。作付けは水稻、賃借料は10,000円/10a。

受付番号63番

大字馬ノ上字内村 2648 番、地目は田、面積 2,557 m²。譲渡人は高知市横浜の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間はR4年4月1日からR13年12月31日までの9年9ヶ月。作付けは水稻、賃借料は2.5俵。

受付番号64番

大字和食字城福寺 甲 5206 番、地目は田、面積 273 m²。譲渡人は兵庫県芦屋市前田町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。所有権移転で売買対価は350,000円、移転時期は令和4年7月22日予定。

議 長 第1号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定8件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

第2号議案 農地法第3条第1項の規程による許可申請について。

受付番号4 土地の所在は大字馬ノ上字風呂ノ谷 2671 番、地目は田、転用面積は702 m²。譲渡人は土佐市蓮池の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。売買による所有権移転。

6月29日(水)に会長、岡村悟委員、岡村和紀委員、事務局にて現地確認。

受付番号5 土地の所在は大字和食字中入野 甲 2963 番、地目は田、転用面積は1,016 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。売買による所有権移転。

6月29日(水)に会長、茂井雅昭委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認。

議 長 第2号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 1 土地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 118 番、地目は田、転用面積は 426 ㎡、乙 126 番、地目は田、転用面積は 409 ㎡。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は高知市八反町 1 丁目の〇〇 さん。転用目的は、太陽光発電設備の設置。

6 月 29 日 (水) に会長、茂井雅昭委員、松本勇委員、事務局にて現地確認。

事務局 地元からは、強風への対策、隣接する水路の管理に対する懸念がありましたので、追加の資料を提出いただいております。設計上の性能としては、基準風速 40m/s を満たす台風性能を備えており、被害が生じる恐れはないと評価される計画となっています。西北の出入口に扉、東側の隣接地との高低差の少ない箇所にはフェンスを設置しますが、水路沿いへの設置の計画はないため、水路の管理が出来なくなることはないと判断します。また、申請地の草刈りも現在と同程度 (年 3 回程度) を転用者が行う計画となっており、周辺の農地への影響はないと判断します。

議 長 第 3 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。それでは第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きますして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。

9 番委員 芸西村農業振興地域整備計画の見直しについて、現在の状況はどの様になっていますか。

事務局長 芸西村農業振興地域整備計画は、令和 3 年度、4 年度と委託を行い、見直しを行っています。昨年度は基礎調査を行い、現在は資料の整備等を行っています。今後、変更案が出来ましたら、農業委員会でも示し、意見をいただきたいと考えています。

議 長 他にありませんか。なければこれで 6 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 1 時 55 分)

議事録署名委員

石河 史成

議事録署名委員

西笛 勤